東北地方整備局インフラＤＸ推進本部　規則

(目的)

第1条　　東北地方整備局では生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指すi-Construction を推進してきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症対策を契機に、非接触・リモート型の働き方への転換が求められている。

社会経済状況の変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、地域住民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革するとともに、建設生産プロセスの変革とそれを活用する人材育成等を実施し、整備局職員を含めた建設業界の働き方改革を実現するため、各部局が横断的に連携してインフラ分野のＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することを目的とする。

(設置)

第２条　東北地方整備局におけるＤＸを総合的かつ計画的に推進するため、東北地方整備局にインフラＤＸ推進本部（ 以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第３条　推進本部の所掌事項は、次の基本方針に関するものとする。

（１）東北地方整備局におけるＤＸ推進に係る人材育成、環境整備、新技術の開発や導入促進に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、本部の目的を達成するために必要な事務。

(組織)

第４条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、東北地方整備局長をもって充てる。

３　本部長は、推進本部の事務を統括する。

４　副本部長は、東北地方整備局副局長をもって充てる。

５　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が会議に出席できない事由が発生した場合にその職務を代理する。

６　本部員は、別表１に掲げる東北地方整備局の部長等をもって充てる。

(推進本部会議)

第５条　推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、開催する。

２　本部長は、必要に応じ本部員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)
第６条　推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部の下に各部会長（第７条）で構成される幹事会を置く。
２　幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）推進本部会議に諮る事項の総合調整・原案に関すること。
（２）東北地方整備局におけるＤＸを推進するための推進ロードマップ及び各部会の年度推進の総合調整及びとりまとめに関すること。
（３）推進計画の評価に関すること。
（４）推進本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
３　幹事会の構成員は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
４　幹事会に幹事長を置き、企画部長をもって充てる。
５　幹事長が会議に出席できない事由が発生した場合には、幹事長が代理を指名するものとする。
６　幹事会は、幹事長が関係する構成員を招集し、開催する。
７　幹事長は、必要に応じ幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。

(部会)
第７条　幹事会の下部組織として、ＤＸ推進部会（以下「部会」という。）を置く。
２　設置する部会および部会長は別表３とする。
３　部会は、次に掲げる事項を行う。
（１）検討テーマの設定及びそのテーマの推進に関すること。
（２）その他、部会の分野として必要な事項に関すること。

(専門部会)
第８条　特別な事項又は専門的な事項を調査・検討するため、幹事会に専門部会を置くことができる。
２　専門部会の構成員、職務その他必要な事項は、幹事会において定める。

(事務局)
第９条　推進本部及び幹事会の事務局は、関係課等の協力を得て、東北インフラＤＸ推進室において行う。
２　事務局長は、東北インフラＤＸ推進室長をもって充てる。

(雑則)
第１０条　この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則
１　本規則は、令和３年１１月１８日から施行する。

２　本規則は、令和４年　５月３０日から施行する。
別表２の幹事会に幹事３名を追加､別表３のＤＸ推進部会構成に３部会を追加。
３　本規則は、令和６年　２月２６日から施行する。
第６条５項の幹事長不在時の対応について追加。
第６条５項を６項に、６項を７項に繰り下げとする。
第９条の事務局に企画課および情報通信技術課を追加。
別表２（幹事会）の副幹事長を削除。
別表３の部会長（ＤＸ企画部会・デジタル情報活用推進部会）について変更。
４　本規則は、令和７年　３月１０日から施行する。
第９条の事務局を東北インフラＤＸ推進室に変更。
第９条２項の事務局長を東北インフラＤＸ推進室長に変更。

別表１（推進本部）

本　　部　　長	局長
副　本　部　長	副局長(港湾、建設)
本　　部　　員	総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長、統括防災官

別表２（幹事会）

幹　　事　　長	企画部長
幹　　事	総括調整官、企画調整官、技術調整管理官、技術開発調整官、防災情報調整官、建設情報･施工高度化技術調整官、都市調整官、河川情報管理官、道路情報管理官、事業計画官、営繕品質管理官、用地調査官、東北技術事務所長

別表３（ＤＸ推進部会）

部 会 名		部 会 長	備　考
ＤＸ企画部会		建設情報・ 施工高度化技術調整官	
デジタル情報 活用推進部会	設 計・ 施 工		
施工技術開発部会			
防災部会		防災情報調整官	
建政部会		都市調整官	
河川部会		河川情報管理官	
道路部会		道路情報管理官	
港湾部会		事業計画官	
営繕部会		営繕品質管理官	
用地部会		用地調査官	